

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東北地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

厚生年金関係 9 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を平成元年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月11日から同年2月1日まで

私が勤務していたA株式会社の社長の親族が株式会社Bを創設することとなり、勤務場所及び業務内容はそのまま、同社に所属先が変更となったが、申立期間について厚生年金保険被保険者記録が無い。

私は、所属先の変更時において継続して勤務し、給料も継続してもらっており、年金記録に空白があるとは思えないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社及び株式会社Bの元事業主の回答並びに申立人の雇用保険の被保険者記録から、申立人は、申立期間において、A株式会社及び株式会社Bに継続して勤務していたことが認められる。

また、A株式会社及び株式会社Bの元事業主は、両社の申立期間に係る給与事務はA株式会社の経理課で行っており、株式会社Bは設立当初、A株式会社からの出資金で事業を運営し、申立期間に係る給与も当該出資金から支払ったとしている上、同社から株式会社Bへ所属を変更した社員について、厚生年金保険料を控除しなかったということは無く、引き続き保険料を控除していた旨証言している。

さらに、申立人と同様に、平成元年1月11日にA株式会社において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年2月1日に株式会社Bにおいて被

保険者資格を取得している複数の同僚は、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたと証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A株式会社において申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和63年12月のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、A株式会社の元事業主は申立期間当時の資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を平成元年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月11日から同年2月1日まで

私が勤務していたA株式会社の役員が株式会社Bを創設することとなり、勤務場所及び業務内容はそのまま、同社に所属先が変更となったが、申立期間について厚生年金保険被保険者記録が無い。

私は、所属先の変更時において継続して勤務し、給料も継続してもらっており、年金記録に空白があるとは思えないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社及び株式会社Bの元事業主の回答並びに申立人の雇用保険の被保険者記録から、申立人は、申立期間において、A株式会社及び株式会社Bに継続して勤務していたことが認められる。

また、A株式会社及び株式会社Bの元事業主は、両社の申立期間に係る給与事務はA株式会社の経理課で行っており、株式会社Bは設立当初、A株式会社からの出資金で事業を運営し、申立期間に係る給与も当該出資金から支払ったとしている上、同社から株式会社Bへ所属を変更した社員について、厚生年金保険料を控除しなかったということは無く、引き続き保険料を控除していた旨証言している。

さらに、申立人と同様に、平成元年1月11日にA株式会社において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年2月1日に株式会社Bにおいて被

保険者資格を取得している複数の同僚は、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたと証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A株式会社において申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和63年12月のオンライン記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、A株式会社の元事業主は申立期間当時の資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

東北（青森）厚生年金 事案 3494

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準賞与額に係る記録を申立期間①については16万1,000円、申立期間②については14万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月12日
② 平成19年8月12日

有限会社A（現在は、A株式会社）に勤務していた平成18年8月12日及び19年8月12日に、同社から賞与の支払を受け、賞与から厚生年金保険料を控除されたが、国の厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B市が保管する有限会社Aが作成した申立人の平成18年分給与等の支給に係る給与支払報告書及び19年分給与等の支給に係る給与支払報告書並びに同社の元社会保険事務担当者の証言から、申立人は、申立期間①及び②において、同社から賞与の支払を受けたことが認められる。

また、前述の給与支払報告書により確認できる社会保険料等の金額は、申立人が所持する平成17年12月から18年11月までの分の給与明細書及び同年12月度賞与明細書並びに同年12月から19年11月までの分の給与明細書及び同年12月度賞与明細書から確認できるそれぞれの社会保険料控除額の合計を上回ることが認められる。

さらに、複数の同僚が保管する申立期間①及び②に係る賞与明細書によ

ると、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②において厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間①及び②の標準賞与額については、前述の給与支払報告書の社会保険料等の金額から推認される賞与支給額及び保険料控除額から、申立期間①については16万1,000円、申立期間②については14万8,000円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の関係資料が無く不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を18万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月12日

有限会社A（現在は、A株式会社）に勤務していた平成18年8月12日に、同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されたが、国の厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。

平成18年分給与所得の源泉徴収票を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する有限会社Aが作成した申立人に係る平成18年分給与所得の源泉徴収票及び同社の元社会保険事務担当者の証言から、申立人は、同年8月12日に同社から賞与の支払を受けたことが認められる。

また、当該源泉徴収票により確認できる社会保険料等の金額は、オンライン記録における平成18年の申立人の標準報酬月額、申立人が所持する同年9月から11月までの分の給与明細書及び同年12月度賞与明細書に基づいて算出した社会保険料控除額を上回ることが認められる。

さらに、複数の同僚が所持する申立期間に係る賞与明細書によると、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、当該源泉徴収票

の社会保険料等の金額から推認される賞与支給額及び保険料控除額から、18万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の関係資料が無く不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録については26万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 28 日

年金記録を確認したところ、A社B事業所に勤務していた期間のうち、申立期間の賞与に係る記録が無い。

賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間の賞与に係る記録を認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

金融機関から提出された申立人に係る流動性取引履歴明細表によれば、申立人の預金口座に平成19年12月28日から20年4月30日までに計5回にわたり賞与が振り込まれていることが確認できることから、A社B事業所の元事業主は、申立人と同様にA社が運営する事業所から賞与の支払を受けたとする複数の同僚が、申立期間に係る標準賞与額について年金記録確認C地方第三者委員会（当時）に申立てを行った際の照会に対し、申立期間の賞与を5回に分割して振り込んだと回答していることから、上記明細表において確認できる賞与は、A社B事業所から振り込まれた平成19年12月分の賞与であることが認められる。

また、前述の複数の同僚が提出した賞与支払明細書及びA社が提出した当該同僚に係る平成19年分貸金台帳又は支給控除一覧表において、申立期間の賞与に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、同社

の元事務長も、同社が運営する施設における厚生年金保険の被保険者全員について賞与から厚生年金保険料を控除したと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の流動性取引履歴明細表から算出した賞与支給額及び保険料控除額から、26万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社B事業所の元事業主は、申立人の申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（秋田）厚生年金 事案 3498（秋田厚生年金事案 770 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち昭和25年2月6日から同年8月10日までの期間については、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を同年2月6日、資格喪失日に係る記録を同年8月10日とし、当該期間の標準報酬月額については、同年2月及び同年3月は1万円、同年4月は1万2,000円、同年5月から同年7月までは1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月15日から24年7月27日まで
② 昭和25年2月4日から同年8月10日まで

私は、昭和23年4月にA社に採用となり、C部署に派遣され、33年までD職としてE国船籍の船舶に乗っていた。

申立期間①について、船員手帳に雇入れ及び雇止めの記載があるが、前回の申立てでは船員保険の記録の訂正は不要と判断された。しかし、申立期間①当時に病気になり、船員保険を使って病院で手術を受けた記憶があり、また、表彰状、船の写真及び航海日記があるので再度調査してほしい。

申立期間②について、船員手帳に昭和25年2月4日雇入れ、同年8月10日雇止めとする記載があり、また、同僚の名前を記載した航海日記があるので、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、船舶所有者名簿によれば、A社B事業所は昭和24年7月27日から53年4月2日まで船員保険の適用船舶所有者であったことが確認できる。

また、申立人が所持する船員手帳により、申立人は、申立期間②において、A社を船舶所有者とする船舶に乗り組み、D職として勤務していたことが確認できる。

さらに、申立人が所持する船員手帳の船員保険関係欄には、申立期間②に係る資格取得日は「25年2月6日」、資格喪失日は「25年8月10日」と記載されていることが確認できる上、当該欄には、A社F部署の印が押されていることが確認できる。

加えて、前記船員手帳の船員保険関係欄には、上記期間のほかに、前後の3期間に係る船員保険の被保険者期間が記載されていることが確認できる上、申立人に係る船員保険被保険者台帳及びオンライン記録によれば、当該各期間は船員保険被保険者期間とされていることが確認できる。

また、申立人がE国船籍の船舶に乗り組んだ際に書いたとして提出した航海日記には、申立期間②において一緒に乗り組んだとする同僚8人の姓が書かれていることが確認できる上、A社B事業所に係る船員保険被保険者名簿には、当該同僚と同じ姓で申立期間②に被保険者記録のある者が8人認められる上、当該8人の同僚に係る船員保険被保険者台帳によれば、そのうち3人は、申立人と同じD職であったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち昭和25年2月6日から同年8月10日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、前記船員手帳の船員保険関係欄の記録から、昭和25年2月及び同年3月は1万円、同年4月は1万2,000円、同年5月から同年7月までは1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは、通常の仕事処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和25年2月から同年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①については、i) 船員保険厚生年金保険事業所名簿及びオンライン記録によれば、申立人を雇用し、E国船籍の船舶の乗組員とし

て配乗を行っていた A 社 B 事業所が船員保険の適用船舶所有者となったのは、申立人が船員保険の被保険者資格を取得した日と同日の昭和 24 年 7 月 27 日であり、同日より前は適用船舶所有者とはなっていないことが確認でき、申立人が所持する船員手帳の船員保険関係欄に記載された船員保険の被保険者資格取得日と一致していること、ii) 同事業所において、申立人と同日に船員保険の被保険者資格を取得している者についても、その者が所持する船員手帳の記載内容から、当該資格取得日より前の同年 1 月に雇い入れられていることが確認できることなどを理由として、既に年金記録確認 G 地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成 22 年 6 月 9 日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たな資料として表彰状、船舶の写真及び航海日記を提出しているが、当該資料により、申立人が申立期間①において船員保険料を控除されていたことは確認できない。

また、申立人は、申立期間①当時、病院で手術を受けた記憶がある旨述べているところ、申立人が手術を受けたとする病院は、当時の資料は保存していないとしており、申立期間①当時に申立人が加入していた医療保険制度を確認することができない。

このほか、申立期間①について年金記録確認 G 地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（山形）厚生年金 事案 3500

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の各申立期間における標準賞与額に係る記録については、申立期間①は 23 万 3,000 円、申立期間②は 41 万 4,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 16 日
② 平成 17 年 12 月 26 日

私は、A社（勤務先は、B事業所）に勤務していた期間のうち、申立期間に同社から賞与が支給されたと思うが、年金記録に反映されていないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の普通預金元帳によると、申立期間①及び②において、申立人がA社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、申立人の平成 17 年分給与所得の源泉徴収票により確認できる社会保険料等の金額は、オンライン記録における同年の申立人の標準報酬月額に基づいて算出した社会保険料控除額を上回ることが確認できる。

さらに、申立人と同様にB事業所において勤務していた同僚が所持する申立期間①及び②に係る賞与の支給明細書によると、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①及び②において厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の平成 17 年分給与所得の源泉徴収票、普通預金元帳及び同僚が所持する賞与の支給明細書により算出した賞与支給額及び保険料控除額から、申立期

間①は 23 万 3,000 円、申立期間②は 41 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間当時の事業主は当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

東北（山形）厚生年金 事案 3501

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑦までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の各申立期間における標準賞与額に係る記録については、申立期間①は23万3,000円、申立期間②は42万8,000円、申立期間③は44万円、申立期間④は21万5,000円、申立期間⑤は32万3,000円、申立期間⑥は33万1,000円、申立期間⑦は33万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月16日
② 平成15年12月19日
③ 平成17年12月26日
④ 平成18年7月24日
⑤ 平成18年8月10日
⑥ 平成19年12月19日
⑦ 平成20年12月26日

私が所持する預金通帳によると、A社（勤務先は、B事業所）に勤務していた期間のうち、申立期間に同社から賞与が振り込まれていることが確認できるが、年金記録に反映されていないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑦までについて、申立人から提出されたA社の賃金台帳、賞与の支給明細書及び預金通帳によると、当該期間において、申立人が同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律

に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①から⑦までにおける標準賞与額については、前述の賃金台帳、賞与の支給明細書及び預金通帳により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は23万3,000円、申立期間②は42万8,000円、申立期間③は44万円、申立期間④は21万5,000円、申立期間⑤は32万3,000円、申立期間⑥は33万1,000円、申立期間⑦は33万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間当時の事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

東北（山形）厚生年金 事案 3502

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の各申立期間における標準賞与額に係る記録については、申立期間①は 25 万 5,000 円、申立期間②は 44 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 22 日
② 平成 16 年 12 月 24 日

私が所持する預金通帳によると、A社（勤務先は、B事業所）に勤務していた期間のうち、申立期間に同社から賞与が振り込まれていることが確認できるが、年金記録に反映されていないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人から提出されたA社の賃金台帳及び預金通帳によると、当該期間において、申立人が同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②における標準賞与額については、前述の賃金台帳及び預金通帳により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控

除額から、申立期間①は 25 万 5,000 円、申立期間②は 44 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間当時の事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

東北（宮城）国民年金 事案 1895

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から38年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から38年5月まで
年金記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料が未納とされているが、申立期間当時、両親が納税組合を通じて私の保険料も納付していたと思うので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は申立人の両親が納税組合を通じて納付していたと思うとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿における申立人の前後の国民年金被保険者の手帳記号番号払出日及び資格取得日から、申立人の手帳記号番号は昭和39年5月19日から同年10月頃までの間に払い出されたと考えられ、当該払出時点において、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料となるため、現年度保険料のみを扱う納税組合では納付できない。

また、上記払出時点において、申立人は厚生年金保険の被保険者となっている上、申立人の両親に係るA市の国民年金被保険者名簿には、いずれも組合番号が記載されているが、申立人に係る同市の国民年金被保険者名簿には組合番号が記載されていないことから、申立人の国民年金保険料は納税組合の扱いとなっていなかったと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付は両親が行っていたと思うとしているところ、申立人の両親は既に亡くなっており、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況を確認できない。

加えて、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間の国民年金保険料は未納となっており、オンライン記録と一致している上、

不自然な訂正等は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 12 月 31 日から 9 年 1 月 7 日まで

私は、A市にあった株式会社Bの支店に、同社が倒産した平成9年1月6日まで勤務したが、ねんきん特別便では厚生年金保険被保険者資格喪失日が8年12月31日となっていた。

株式会社Bが倒産したのは平成9年1月6日であり、事業主が8年12月31日を資格喪失日として届け出ているとは考えられず、申立期間の厚生年金保険料も控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bの申立期間当時の事業主は、同社は平成9年1月6日に倒産したとしており、申立人の雇用保険の被保険者記録によると、同社における離職日は同日となっていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、株式会社Bは平成8年12月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立人は同日に健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、健康保険の任意継続被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、全国健康保険協会C支部から提出された申立人に係る健康保険の任意継続被保険者記録によると、申立人の当該被保険者資格の取得日は平成8年12月31日であり、同年12月の健康保険料は9年1月中に納付されている上、8年12月から9年12月までの健康保険料の合計金額と、申立人が所持する「平成9年分の所得税の確定申告書」において確認できる社会保険の支払保険料の金額は一致していることから、申立人は、株式会社Bにおける厚生年金保険被保険者資格の喪失日が8年12月31日である

ことを承知していたと考えられる。

さらに、オンライン記録で確認できる標準報酬月額から算出される平成8年中の健康保険料及び厚生年金保険料の合計金額は、申立人が所持する株式会社Bが発行した同年分の給与支払報告書（個人別明細書）で確認できる社会保険料等の金額から雇用保険料に相当する額を差し引いた金額の範囲内となっているものの、元事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を控除していないとしている上、賃金台帳等の資料は保管していないことから、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、申立人は、申立期間当時、株式会社Bの元事業主は社会保険事務所（当時）に対して厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出できる状態ではなく、社会保険事務所が独断で、資格喪失日を平成8年12月31日としたと主張しているところ、同社の所在地を管轄する年金事務所において、厚生年金保険被保険者資格喪失届は保存期限経過のため保存されておらず、詳細は確認できないものの、オンライン記録によると、申立人の被保険者資格の喪失に係る処理は9年1月に行われており、不自然な訂正等は見当たらない。

なお、オンライン記録によると、株式会社Bの厚生年金保険被保険者資格を申立人と同日の平成8年12月31日に喪失した後に、健康保険の任意継続被保険者資格を取得している同僚が確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月 18 日から 49 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 46 年 3 月に A 株式会社 B 事業所（現在は、A 株式会社 C 事業所）に勤務し始め、同年 4 月に本採用となった際には、7 万 8,000 円ぐらいの給与であったと記憶しているが、国の記録ではそれよりも低い標準報酬月額になっている。

また、昭和 47 年以降について、国の記録では標準報酬月額の増減があるが、採用 2 年目以降、給与はコンスタントに上がっており、大幅に増減したという記憶は無い。

自分が記憶している給与と標準報酬月額とが異なっているので、受け取っていた給与に合わせて年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額について、申立人が記憶する給与支給額より低額の記録となっているとしているが、A 株式会社 C 事業所は、申立期間当時の資料は無く不明としていることから、申立人の申立期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、A 株式会社 B 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、申立人と同じく昭和 46 年 3 月 18 日に同社 B 事業所の厚生年金保険被保険者資格を取得した男性の同僚 15 人のうち、申立期間において、標準報酬月額の改定時に従前の標準報酬月額より低額で決定されている者が、申立人が同じ部署の同僚として氏名を挙げた者を含めて複数確認できることから、申立人に係る標準報酬月額だけが増減しているという事情は見当たらない。

さらに、A株式会社B事業所の被保険者原票によると、申立人を含む昭和46年3月18日に同社B事業所の厚生年金保険被保険者資格を取得した者の資格取得時の標準報酬月額について、申立人に係る標準報酬月額（4万5,000円）が最も高い金額であることが確認できるところ、申立人が主張する標準報酬月額となっている者は確認できない。

加えて、申立人と同日にA株式会社B事業所の厚生年金保険被保険者資格を取得した男性のうち、申立期間を通して被保険者期間があり、所在が確認できる8人に照会したところ、回答があった3人のうち2人は、「申立期間において定期昇給があったので、基本給は毎年増えていたが、残業代により給与支給額は増減した。」としている。

また、上記の回答があった3人は、いずれも申立期間当時の給与明細書を所持していないことから、A株式会社B事業所における厚生年金保険料控除等の状況を確認することができない。

さらに、申立人のA株式会社B事業所の被保険者原票によると、申立期間に係る標準報酬月額はオンライン記録と一致しており、遡及して訂正しているなどの不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 9 月 1 日から 21 年 1 月 13 日まで
年金記録を確認したところ、A 株式会社に勤務していた期間のうち申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無かった。平成 10 年 9 月以降も同社又は同社の内部組織である B 事業所において 21 年 1 月 12 日まで勤務していたので、厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人は、申立期間のうち、平成 10 年 9 月 1 日から 11 年 2 月 10 日までの期間及び同年 10 月 1 日から 12 年 9 月 30 日までの期間は、A 株式会社において雇用保険の被保険者であったことは確認できる。

しかしながら、A 株式会社の事業主は、申立期間当時、申立人の同社における勤務実態は無く、請負先の事業所である B 事業所で働いていたと回答している上、申立人が名前を挙げた A 株式会社の元取締役及び同社に勤務していた同僚は、申立期間当時、申立人は同社には勤務しておらず、厚生年金保険には加入していなかったと述べている。

また、オンライン記録によると、A 株式会社は、申立人が同社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成 10 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社は 11 年 10 月 1 日に再度適用事業所となっていることは確認できるが、同日以降の期間において申立人が同社における厚生年金保険の被保険者資格を取得していることは確認できない。

さらに、申立人が提出した B 事業所発行の退職証明書には平成 12 年 9

月1日から20年12月31日まで同事業所で働いていた旨が記載されているところ、同事業所の元代表者は、申立人は、当該代表者との請負契約で働いており、同事業所は個人事業所であったが、厚生年金保険の適用事業所となっていなかった旨証言している。

加えて、オンライン記録及び全国健康保険協会の健康保険の被保険者記録によると、申立人は、A株式会社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成10年9月1日から11年12月11日までは健康保険の任意継続被保険者となっており、C町の国民健康保険の記録によると、同日から22年4月2日までは国民健康保険の被保険者であったことが確認できることから、申立人は、同社における厚生年金保険の被保険者資格を10年9月1日に喪失していることを承知していたと考えられる。

なお、オンライン記録によると、申立人はA株式会社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成10年9月から14年11月まで国民年金に加入し、当該期間に係る国民年金保険料は納付済み又は半額免除とされていることが確認できるところ、申立人は、申立人自身が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと述べている。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（青森）厚生年金 事案 3503

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 13 年 2 月頃から同年 5 月頃まで
② 平成 17 年 9 月 27 日から同年 11 月 4 日まで

申立期間①においては、A市に営業所が所在した有限会社Bに勤務し、申立期間②においては、同市に所在する株式会社CでD担当として勤務した。

どちらもハローワークの紹介で勤めた会社で、厚生年金保険に加入していて当然だと思うので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、有限会社Bの元事業主に照会したが回答が無いことから、申立人の申立期間①における勤務の実態を確認することができない。

また、申立人は申立期間①当時の上司の氏名を挙げているものの、オンライン記録において特定することができず、申立人の勤務の実態について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間①において、一度も給与の支払を受けたことが無いとしていることから、給与の支給額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人の業務に関する記憶及び株式会社Cの元事業主の回答から、申立人が申立期間②において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、株式会社Cは厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる上、同社の元事業主は、申立

期間②当時の書類は全て処分したが、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料は控除していなかったと思うとしている。

また、申立人は給与明細書を所持しておらず、退職月の給与の支払を受けていないとしている上、給与の支払月においても、厚生年金保険料が控除されていたかは不明としていることから、給与の支給額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は申立期間①及び②において国民年金に加入しており、申立期間①は国民年金保険料の未納期間又は申請免除期間、申立期間②は保険料の申請免除期間とされていることが確認できる上、申立人に係るE町の国民健康保険の被保険者台帳によると、平成11年7月26日資格取得、18年2月1日資格喪失と記録されており、申立期間①及び②を含む前後の期間において国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（秋田）厚生年金 事案 3504

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月中旬から 47 年 1 月 1 日まで

私は、A 県 B 市に所在した株式会社 C の D 営業所に昭和 46 年 5 月中旬から 47 年 3 月 20 日までアルバイトとして勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録は同年 1 月 1 日から同年 3 月 21 日までとなっていることに納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、勤務の開始時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時、株式会社 C の D 営業所に勤務していたことはいうかがえる。

しかしながら、株式会社 C は、申立期間当時の資料は無いとしていることから、申立人の申立期間における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料控除等を確認することができない。

また、申立人が申立期間当時の同僚として記憶する 4 人のうち 3 人については、姓のみの記憶であるため当該同僚を特定することができず、氏名を記憶するほかの 1 人は、株式会社 C に係る事業所別被保険者名簿によると、同社において申立人と同日の昭和 47 年 1 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、当該同僚は、同社 D 営業所には 3、4 年ぐらい勤務したが、その期間中に会社の方針の変更により厚生年金保険に未加入であった従業員について同年 1 月 1 日付けで厚生年金保険に加入することになったことを記憶している旨証言している。

さらに、申立期間当時、株式会社 C において厚生年金保険の被保険者であった者及び申立人と同日の昭和 47 年 1 月 1 日に被保険者資格を取得している者で、所在が確認できる者のうち 27 人に照会を行ったところ、回

答のあった 13 人のうち 1 人は、申立人を知っているが、具体的な勤務期間等は覚えていないとしていることから、申立人の申立期間における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料控除等を確認することができない。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、株式会社 C において昭和 47 年 1 月 1 日に被保険者資格を取得した申立人に係る記号番号は、同年 2 月 15 日に払い出されていることが確認できる上、申立人の同社における雇用保険の被保険者資格取得年月日は、厚生年金保険の被保険者資格取得年月日と一致している。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。